

# 鳥取県緊急通行車両確認事務要領

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この要領は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条第1項及び第2項、その他法令の規定に基づく災害応急対策を実施するための車両（以下「緊急通行車両」という。）として使用されるものであることの確認（以下「緊急通行車両の確認」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 緊急通行車両の確認の対象とする車両

### (確認の対象とする車両)

第2条 緊急通行車両の確認の対象とする車両は、災害発生時に防災基本計画、防災業務計画、鳥取県地域防災計画等に基づき次の各号に掲げる用途に使用する車両又は使用が計画されている車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示
- (2) 消防、水防その他応急措置
- (3) 被災者の救難、救助その他保護
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育
- (5) 施設及び設備の応急の復旧
- (6) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) その他災害の発生への防衛又は拡大の防止のための措置

2 前項の要件に該当し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第50条第2項に規定される災害応急対策を実施しなければならない者等（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定で災害応急対策の実施の責任を有する者。以下「指定行政機関等」という。）が保有又は指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両については、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、県の機関が所有し、又は使用する車両及び県の応援要請に基づき前項の活動を実施する車両を除いては、県公安委員会が優先して緊急通行車両の確認を実施する。

## 第3章 緊急通行車両の確認

### (申出者)

第3条 緊急通行車両の確認の申出（以下「確認申出」という。）を行う者（以下「申出者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 指定行政機関等の長及び所属長並びにその職員で応急対策に従事する車両を運行する者
- (2) 指定行政機関等との契約等により指定行政機関等の活動のために使用される車両又は、災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両を運行する者
- (3) 災害時に指定行政機関等の要請に基づき災害応急対策に従事する機関等の長及びその職員で災害応急対策に従事する車両を運行する者
- (4) その他第2条第1項各号に掲げる災害応急対策に従事する車両を運行する機関等の長及びその職員で災害応急対策に従事する車両を運行する者

2 前項第1号及び第2号に規定する者については、第2条第2項に規定する災害発生前の緊急通行車両であることの確認の申出を行うことができる。

### (確認申出の手続)

第4条 確認申出は、危機管理政策課又は各総合事務所（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）（以下「各総合事務所等」という。）で受け付けるものとする。

2 申出者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 緊急通行車両確認申出書（様式第1号）
- (2) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

(3) 申出に係る車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめる足る書類

例：防災業務計画等（当該指定行政機関等が実施する災害応急対策に当該車両が従事することが読み取れる内容）の写し（抜粋可）

(4) 申出者以外が所有する車両にあっては、申出者との使用契約書等（輸送協定書の写し、車両の所有者に災害応急対策に従事させることを証した書類等）の写し

(5) 前条第1項第2号から第4号までに掲げる指定行政機関等以外の者にあっては、指定行政機関等と契約等を締結していることが確認できる書類。ただし、県の機関から応援要請を受けた車両を除く。（書面による要請がなされていない場合、指定地方行政機関等から応援要請されたことが明らかであると判断されるときは省略できる。ただし、申出者が応援要請の文書を受理したときは、速やかに提出すること。）

例：契約書の写し、協定書の写し、応援要請に係る文書の写し

(6) 災対法施行令（昭和37年政令第288号）第33条第2項の規定に基づき、事前に申出を行う者については、申出に係る車両が災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関等）の車両であることを確かめるに足る書類

例：指定行政機関等で作成された災害応急対策に使用する車両のリスト

3 災害時に、やむを得ない事由により災害応急対策等を実施するための車両であること等確かめるに足る書類を添付することができない場合は、添付書類の提出を不要とし、緊急通行車両確認申出書の提出のみで足りるものとする。

#### （標章及び確認証明書の交付）

第5条 危機管理政策課又は各総合事務所等は、前条第2項の規定により提出された申出書類を審査した結果、緊急通行車両に該当すると判断したときは、災対法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条の2第1項の標章（様式第2号）（以下「標章」という。）及び同条第2項の証明書（様式第3号）（以下「確認証明書」という。）を申出者に交付するものとする。

2 標章及び確認証明書の有効期限は、標章及び確認証明書の交付の日から起算して5年後の日とする。

なお、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時等に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両について、指定行政機関等の長との輸送協定書や契約書等において当該協定や契約等の満了日等が記載されている場合であって、当該満了日等が標章及び確認証明書の交付の日の翌日から起算して5年未満である場合は、原則として当該満了日等を標章及び確認証明書の有効期限とする。

3 危機管理政策課又は各総合事務所等は、前項に規定する審査の結果、緊急通行車両に該当しないと判断したときは、理由を付してその旨を申出者に通知するものとする。

4 危機管理政策課又は各総合事務所等は、前条第3項の規定により添付書類を省略した場合は、標章等の交付に当たり、確認証明書の備考欄にその旨を記載するものとする。

5 危機管理政策課又は各総合事務所等は、それぞれの所属において、受け付けた確認申出に係る書類及びその処理結果を記録し、保管するとともに、相互の情報共有に努めるものとする。

6 危機管理政策課又は各総合事務所等は、標章及び確認証明書の記載にあたり、次の事項に留意するものとする。なお、標章及び確認証明書の有効期限は和暦で表記するものとする。

##### （1）標章

標章に登録（車両）番号、有効期限を記入し、左上等の余白部分に16桁の交付番号を記入する。

なお、交付番号の付し方は次のとおりとする。

ア 16桁の数字のうち、左から1桁から2桁目

交付した年度（西暦）の下2桁を記入する

イ 16桁の数字のうち、左から2桁から3桁目

70（警察庁で割り振られた都道府県番号）を記入する

ウ 16桁の数字のうち、左から5桁から8桁目

標章及び確認証明書の発行を行った所属を次のとおり記入する

0001：危機管理政策課

0002：東部地域振興事務所

0003：中部総合事務所

0004：西部総合事務所

0005：西部総合事務所日野振興センター  
エ 16桁の数字のうち、左から9桁から10桁目  
00を記入する

オ 16桁の数字のうち、左から11桁目

緊急通行車両の確認に係る根拠法令について、次のとおり記入する。なお、災対法と他の法令に基づくものと重複して確認を行った場合は、災対法に基づく緊急通行車両の番号を記入することとする。

1：災対法

3：大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）

4：原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための七に関する法律（平成16年法律第112号）

※番号のうち2については、災対法に基づく規制除外車両に対して鳥取県警察本部が記入する番号であり、危機管理政策課又は各総合事務所等では記入しない

カ 16桁の数字のうち、左から12桁から16桁目

5桁の一連番号を記入する。なお、一連番号は年度ごとに付すこととする。

## (2) 確認証明書

ア 交付番号欄

前号の交付番号を記入する。

イ 車両の用途欄

原則として第2条第1項各号の事項のうち、どの用途に該当するかを記入する。

ウ 活動地域欄

緊急通行車両であることの確認を受ける車両が、災害応急対策を実施するための活動が見込まれる地方名や都道府県名等の地域を記載する。

なお、災害発生前の申出において、指定行政機関等の規模や、担っている災害応急対策の種類等に鑑みて、国内のどこにでも災害応急対策にあたることが見込まれる場合は、「全国一円」などと幅広く記載することを可能とする。

## (標章及び確認証明書の交付後の手続き)

第6条 危機管理政策課又は各総合事務所等は、申出者から標章及び証明書の交付後に記載事項の変更が生じた旨の申出があった場合は、交付した標章及び証明書とともに、緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書（様式第4号）及び変更した事項を確かめるに足りる書類を提出させ、申出者に変更後の標章及び証明書を交付するものとする。この場合において、危機管理政策課又は各総合事務所等は、その処理結果を記録し、保管するとともに、相互の情報共有に努めるものとする。

なお、標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐこととする。

2 危機管理政策課又は各総合事務所等は、標章及び証明書の交付を受けた後に標章又は証明書を亡失、滅失、汚損又は破損した旨の申出があった場合は、残存する標章又は証明書とともに緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書（様式第5号）を提出させ、申出者に標章及び証明書を交付するものとする。この場合において、危機管理政策課又は各総合事務所等は、その処理結果を記録し、保管するとともに、相互の情報共有に努めるものとする。

なお、標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐこととする。

3 危機管理政策課又は各総合事務所等は、標章及び証明書の交付を受けた後に次のいずれかについて申出を受けた場合やその事実を把握した場合は、速やかに標章及び証明書を返納させる。

(1) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき。

(2) 標章及び証明書の有効期限が到来したとき。

(3) 標章及び証明書の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月26日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

従前の運用（令和5年8月31日まで）に基づき緊急通行車両事前届出済証（以下「届出済証」という。）の交付を受けている車両の使用者から、緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合は、届出済証の申出を行った際に添付された資料と重複するものについては、申出に係る書類から省略することができるものとする。

様式第1号 緊急通行車両確認申出書（第4条関係）（災対法施行規則第6条関係）

鳥取県知事 様		年 月 日
緊急通行車両確認申出書		
申出者 住所 氏名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の 使用者	住所	( ) 局 番
	氏名 又は名称	
緊急連絡先	住所	
	氏名	( ) 局 番
備考		

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第3号 緊急通行車両確認証明書（第5条関係）（災害対策基本法施行規則第6条の2関係）

第 _____ 号 年 月 日	
緊急通行車両確認証明書	
鳥 取 県 知 事 ㊟ 鳥取県 総合事務所長 ㊟	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	
活 動 地 域	
車 両 の 使 用 者	住 所  ( ) 局 番  氏 名 又は名称
有 効 期 限	
備 考	

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

様式第4号 緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書（第6条関係）  
（災対法施行規則第6条の3関係）

年 月 日	
鳥取県知事 様	
緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書	
申出者 住所	
氏名	
番号標に表示されている番号	
標章・証明書番号	
交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。



様式第5号 緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書（第6条関係）  
（災対法施行規則第6条の3関係）

年 月 日	
鳥取県知事 様	
緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書	
申出者 住所	
氏名	
番号標に表示されている番号	
標章・証明書番号	
交付年月日	
再交付申出の理由	
備考	

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。